

社会福祉法人 大阪キリスト教女子青年福祉会
役員等の報酬および費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大阪キリスト教女子青年福祉会の理事、監事、評議員、各種委員会委員（以下「役員等」という。）の報酬ならびに実費弁償について、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員等のうち法人業務を行う理事に対して理事報酬を支給する。

(報酬の額)

第3条 理事報酬の額は、月額10万円とし、年間の総額を120万円迄とする。

(報酬の支給方法)

第4条 理事報酬の支給時期は、毎月25日（支給日が金融機関休業日の場合は、前営業日）に支給する。

- 2 報酬は、通貨又は当法人指定の金融機関への振込みで、その全額を支給する。ただし、法令の定めるところにより控除すべき金額がある場合にはその金額を控除して支給する。

(費用弁償)

第5条 役員等が、その職務のため会議に出席したときは、費用弁償として交通費の実費を支給する。

(旅費による費用弁償)

第6条 役員等が、大阪府外に出張したときは、本会旅費規程により、その費用を弁償する。

- 2 役員等以外の者が、本会の依頼に応じ業務のため出張した場合には、その者に対し、費用弁償として旅費を支給することができる。

(実費弁償)

第7条 前条に定めるもののほか、役員等がその職務を行うため費用を要したときは、その相当額をその都度支給する。

(改正)

第8条 この規程の改正は、理事会の議決を得てから実行する。

附 則

この規程は、2007年4月1日から施行する。

2020年（令和2）3月11日最終改定。